

山口市抜き打ち検査実施要領の一部を改正する要領 (No.48)

改正の概要

建設業法施行令の改正に伴うもの (令和5年1月1日施行)

山口市抜き打ち検査実施要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。 新旧対照表	
新	旧
様式第2添付「抜き打ち検査チェックリスト」の「1 施工体制の確認」の欄外※印の部分	様式第2添付「抜き打ち検査チェックリスト」の「1 施工体制の確認」の欄外※印の部分
※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が <b>4,000万円</b> (建築一式工事は <b>8,000万円</b> ) 以上の場合実施 ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない	※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が <b>3,500万円</b> (建築一式工事は <b>7,000万円</b> ) 以上の場合実施 ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。